

第862回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成27年2月13日（金）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第861回教育委員会会議録の承認について

4 第862回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 「地方教育行政法の改正にともなう教育委員会制度改革に関する請願」への対応について (総務課)

(2) 職員の交通事故に係る和解について (高校教育課)

6 専決処分報告

(1) 第351回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)

7 議 事

第1号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)

第2号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について (教職員課)

第3号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について (教職員課)

第4号議案 宮城県特別支援教育将来構想について (特別支援教育室)

第5号議案 宮城県指定文化財の指定について (文化財保護課)

第6号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について (文化財保護課)

第7号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について (文化財保護課)

第8号議案 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について (文化財保護課)

8 課長報告等

(1) 平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜前期選抜等実施状況について (高校教育課)

9 資料（配付のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧について (総務課)

(2) 平成27年度県立中学校の入学者選抜結果について (高校教育課)

(3) 平成27年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

２０１５年２月３日

宮城県教育委員会
 教育委員長 様
 教育長 様
 教育委員 様

地方教育行政法の改正にともなう教育委員会制度改革に関する請願書

日頃よりの教育環境の充実・発展へのご尽力に敬意を表します。

さて、２０１４年６月、教育委員会制度を定める法律(地方教育行政の組織と運営に関する法律（地方教育行政法）が改正され、①首長任命の新教育長、②首長の教育大綱策定権、③総合教育会議(首長と教育委員会との協議体)、の三つの新しいしくみが加わりました。

そして、２０１４年７月１７日付で、文部科学省初等中等教育局長名による「地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部を改正する法律について」（以下「通知」と略）という通知が出されました。

貴教育委員会では、法律改正と文部科学省の通知に基づき、条例制定、規則改正に着手されていることと思います。

この「通知」は、国会での７０時間にわたる審議経過が反映されたものであり、条例制定、規則改正に反映されるべき点が多々あります。特に以下に述べる点が十分に反映されるよう請願いたします。

<請願の趣旨>

① 【教育委員会について】

- １．教育委員が保護者、子ども、教職員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックできるよう教育委員会規則に反映させること。
 また、請願、陳情の取り扱いについての記述を教育委員会規則に入れること。
 さらに、教育委員会の教育長への事務委任のあり方について「通知」の趣旨を参酌し、慎重な審議の下で決定すること。
- ２．会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性をもつ人物の確保などや議事録作成など、教育委員会の役割が十分に果たせる体制をつくること。
- ３．教育委員会制度発足の「三つの根本方針」、①中央集権でなく地方分権、②民意の反映(レイマンコントロール)、③一般行政(首長)からの独立など、これまでの歴史に学びながら、教育委員会が政治的介入から教育の自由と自主性を守る立場を堅持すること。
- ４．教育委員会や事務局などで「子どもの権利条約」「障害者の権利条約」について学習を深め、教育行政に生かせるよう教育委員及び事務局員の研修機会を設けること。

② 【新「教育長」について】

- １．改正法によりこれまでの教育委員長の権限も引き継ぐことになり、教育行政に大きな権限と責任をもつ新「教育長」は、教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあり、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないこと等を教育委員会規則で明文化すること。

③ 【大綱の策定について】

- １．法律の第２条の３の４項及び「通知」の留意事項を十分に踏まえて大綱策定に当たれるよう条例・規則の改正を実施すること。
- ２．大綱策定にあたっては、国の教育振興基本計画を参考にして、教育の課題が地域によって様々で



あることを踏まえ、広範な住民の参画のもとで民主的に策定できるシステムを条例・規則改正に盛り込むこと。

4 【総合教育会議について】

1. 新たに設置される総合教育会議の運営に当たっては、地方教育行政法第1条の4及び「通知」の「第4 総合教育会議」の「2 留意事項 (1) 会議の位置づけと構成員、(2) 会議における協議事項、協議・調整事項、(3) 会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例、(4) 協議・調整した結果の尊重義務、(5) 会議の公開と議事録(調整のついた事項、つかなかった事項も含めて)の作成および公表、(6) その他」等が反映されたものになるようにすること。
2. 総合教育会議で定めた運営に関する事項をひろく住民に通知すること。

<請願の理由>

1 【教育委員会について】

<請願の趣旨1・2について>

2014年7月17日付「通知」によれば、

- (1)「改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は、教育長及び委員による会議において、出席者の多数決によって決せられるものであり、委員の役割が引き続き重要」
- (2)「改正後においても、委員は、執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者である」
- (3)「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』(文部科学省実施)の調査項目となっている学校や教育委員会事務局によせられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要がある」
- (4)「教育委員会は、必要に応じて、教育長に委任する事項についての方針を定めることや、委任した事務について教育長から報告を求め、教育委員会で議論し、必要に応じて事務の執行を是正し、又は委任を解除することが可能である」
- (5)「改正法において教育委員会会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが一層強く求められる」
- (6)「教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましい」

と述べられており、『教育委員の集まりである教育委員会が教育行政の最高意思決定機関』として位置づけられ、その活性化が強く求められています。

<請願の趣旨3について>

地方教育行政法改正においても確認されるべきは、教育委員会制度の発足自体がまさに政治的介入から教育を守ることにあった、という事実です。

教育委員会発足のときに、当時の文部省などから「教育委員会のしおり」、「教育委員会委員の必携」、「教育委員会法の解説」が発行されました。

そこには、戦前の教育について「いわゆる官僚的または集権的と言われる傾向が強くて、ついに少

人数の人の考え一つで、一般の人の気持ちは考慮されず……のびのびした真理を目指す人間の教育、社会全体のための教育という目的をとげることができなかつた」、「教育上の細かいところまでも国の定めや文部省のさしずによっていた」という反省が切実にのべられています。

そして、この誤りを二度と繰り返さないために、「教育をあらゆる不当な支配から守り育てる」で、「教育の自主性を制度的にも機能的にも保障する措置」が、教育委員会制度なのだと言いつけられています。

教育委員会はこうした歴史に学び、教育の自主性を守ることが要請されています。

< 請願の趣旨 4 について >

子どもの権利条約は、だれもが子ども時代を豊かにすごせるようにという願いのもとに、子どもの権利を定め、それを守ることを締約国に求めたものです。現在、日本をふくむ 194 力国が加盟しています。子どもの権利は、子どものために営まれる教育や教育行政でこそ具現化されるべきものです。

しかし、教育委員会でも学校でも、子どもの権利の観点から物事が語られ、考慮されることは多くありません。そして、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、「過度な競争や管理で子どもの権利が侵害されていること」などを再三にわたり勧告していることを踏まえるべきです。

また、2014年に批准された「国連障害者の権利条約」が求めているインクルーシブ教育についての理解を深め、施策に反映されなければなりません。

2 【新教育長について】

「通知」では、「新教育長の任務」について『新「教育長」は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることから、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定されていないが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものであること。』とされています。

また、「教育委員会による教育長に対するチェック機能の強化」として5点(①最終権限は教育委員会 ②チェック機能強化の条文の指摘、③教育委員による会議招集要求への対応、④教育長の教育委員たちへの報告のあり方を規則で適切に定めること、⑤教育長への委理事務の見直し)をのべています。

3 【大綱の策定について】

法律改正により、新たに「大綱」の策定を首長に義務づけられました。

しかし、法律の第2条の3の4項では、「第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条の規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。」としました。

また、「通知」の「第3 大綱の策定」の中の留意事項等で以下のことが明記されています。

- ◆首長が教育委員会と調整の付いていない事項を勝手に大綱に書いても、教育委員会はその部分の尊重義務は負わず、教育委員会の判断で大綱と別の執行をおこなえること。
- ◆法律では教育長・教育委員が大綱に意を用いることを求めているが、首長が勝手に書き込んだ大綱についてはその限りでないこと。
- ◆全国学力テストの学校ごとの結果公表は市町村教委の権限であり、そのことを都道府県の大綱で勝手に記載することはなじまないこと。

さらに、大綱は「国の教育振興基本計画を参酌して作成する」とされましたが、「通知」では『「参

酌」とは参考にするという意味」とされ、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ』策定することを求めています。

大綱とは、自治体の教育の目標や施策の根本的な方針です。大綱は本来、教育委員会と首長とが対等・平等の関係で共同し、広範な住民の参画のもとで民主的に策定すべきものです。

4 【総合教育会議について】

4の1について

総合教育会議は、首長と教育委員会との「協議」「調整」の場です。大綱の策定、教育・学術・文化の振興の重点的施策、いじめ自殺など緊急事態での開催が想定されています。とくに大綱の策定には、総合教育会議の開催が不可欠です。

「通知」は、「総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない」としています。

国会審議経過をふまえた「通知」では、総合教育会議で何を取り扱うかのルールなどを、以下のよう示しています。

- ◆双方どちらかが特に協議・調整が必要と判断した事項が扱われるべきで、教育委員会所轄の重要事項すべてを協議、調整するものではないこと。
- ◆教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議題とすべきでないこと。
- ◆調整のための協議題にするかどうかは、政策判断として新たな予算措置が必要な場合であって、経常費を少しでも支出しているという理由で何でもかんでも協議題にできるわけではないこと。
- ◆双方が合意した事項のみ尊重義務がかかるが、合意しなければ尊重義務はかからないこと。

4の2について

地方教育行政法の第1条の4の9項に「総合教育会議の運営に関して必要な事項は、総合教育会議が定める」とされ、条例も規則も存在しません。公開の原則に従い、運営事項が決まり次第速やかに住民に知らせる必要があります。

以上

請願者

住所 〒981-8545 仙台市青葉区柏木1丁目2-46 フォレスト仙台4F 宮城県教職員組合気付

団体名 民主教育をすすめる宮城の会

代表者 太田直道 印

電話番号 022-234-0141



第351回宮城県議会議案に対する意見について

平成27年2月宮城県議会に提案される下記の予算議案及び予算外議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により平成27年2月9日専決処分し、異議のない旨回答した。よって同条第2項の規定により報告する。

記

予算議案

- ・平成27年度宮城県一般会計予算

予算外議案

- ・知事等の給与の特例に関する条例
- ・教育長の勤務時間等に関する条例
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・職員定数条例の一部を改正する条例
- ・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・文化財保護条例の一部を改正する条例

平成27年2月13日提出

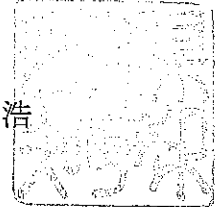
宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁



財 第 2 1 0 号
平成 2 7 年 2 月 9 日

宮城県教育委員会委員長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 5 1 回宮城県議会議案について (照会)

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算議案

平成 2 7 年度宮城県一般会計予算

2 予算外議案

- (1) 知事等の給与の特例に関する条例
- (2) 教育長の勤務時間等に関する条例
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (4) 職員定数条例の一部を改正する条例
- (5) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 文化財保護条例の一部を改正する条例



第351回宮城県議会（当初提出分）提出予算議案の概要【教育委員会関係分】

～平成27年度宮城県一般会計予算（当初予算）の概要～

【予算の概要】

（単位：千円）

会計区分	平成26年度 当初予算額（A）	平成27年度 当初予算額（B）	増減 （B－A）	比較 （B／A）
一般会計 ①	1,458,041,961	1,425,938,080	▲ 32,103,881	97.80%
うち教育委員会 ②	212,427,844	211,463,710	▲ 964,134	99.55%
構成比（②／①）	14.6%	14.8%	—	—
②のうち人件費 （教職員給与費等）	177,354,803	177,437,914	83,111	100.05%
②のうち物件費等 （事務費等）	21,384,335	19,830,550	▲ 1,553,785	92.73%
②のうち普通建設事業費 （県立学校施設整備等）	10,707,731	9,066,032	▲ 1,641,699	84.67%
②のうち災害復旧事業費 （災害復旧等）	2,980,975	5,129,214	2,148,239	172.06%

【主な事業】

1 学ぶ力と自立する力の育成

（1）社会を生き抜く「確かな学力」の育成

①学力向上推進事業（義務教育課・高校教育課）	374,968千円
②進学重点校学力向上事業（高校教育課）	5,426千円
③宮城県学力・学習状況調査事業（義務教育課）	22,667千円

（2）学校におけるICT教育環境の整備

①ICT利活用向上事業（教育企画室）	5,963千円
②学校運営支援統合システム整備事業（教育企画室）	76,540千円

（3）「志教育」の推進

①志教育支援事業（義務教育課・高校教育課）	18,226千円
②みやぎクラフトマン21事業（高校教育課）	3,276千円
③みやぎ産業教育フェア開催事業（高校教育課）	4,946千円

2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

（1）不登校・いじめ等への対応強化

①教育相談充実事業（義務教育課・高校教育課）	792,774千円
②生徒指導支援事業（義務教育課・高校教育課）	180,342千円

（2）健やかな体の育成と体力・運動能力の向上

①みやぎの子どもの体力運動能力充実プロジェクト事業 （スポーツ健康課）	1,189千円
②基本的な生活習慣定着促進事業（教育企画室）	45,181千円

3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

①特別支援教育システム整備事業（特別支援教育室）	6,346千円
②共に学ぶ教育推進モデル事業（特別支援教育室）	3,000千円
③特別支援学校整備事業（特別支援教育室・施設整備課）	3,487,767千円

4 被災地における安全・安心な学校教育の確保

(1) 安全で安心できる学校施設の整備と被災児童生徒等の就学・学習支援

①高等学校建設災害復旧事業（施設整備課）	4,006,151千円
②被災児童生徒等就学支援事業 （総務課・義務教育課・特別支援教育室）	2,920,453千円
③高等学校等育英奨学資金貸付事業（高校教育課）	1,081,152千円
④東日本大震災みやぎこども育英基金事業（総務課）	254,530千円
⑤放課後子ども教育推進事業（生涯学習課）	72,006千円

(2) 被災児童生徒等の心のケア

①教育相談充実事業（義務教育課・高校教育課） ※再掲	792,774千円
②生徒指導支援事業（義務教育課・高校教育課） ※再掲	180,342千円
③心のケア研修事業（教職員課）	1,477千円

(3) 防災教育の充実

①防災専門教育推進事業（教育企画室）	23,550千円
②防災主任配置事業（教職員課）	33,072千円
③防災教育等推進者研修事業（教職員課）	3,948千円
④防災教育推進事業（スポーツ健康課）	45,000千円
⑤東北歴史博物館 教育普及事業インタラクティブシアター整備事業（文化財保護課）	15,511千円

5 信頼され魅力ある教育環境づくり

県立学校の環境整備

①校舎等小規模改修事業（施設整備課）	628,096千円
②学校運営支援統合システム整備事業（教育企画室） ※再掲	76,540千円

6 幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

(1) 「学ぶ土台づくり」の推進

①「学ぶ土台づくり」普及啓発事業（教育企画室）	3,934千円
-------------------------	---------

(2) 地域全体で子どもを育てる体制の整備

①協働教育推進総合事業（生涯学習課）	71,766千円
②放課後子ども教室推進事業（生涯学習課） ※再掲	72,006千円

(2) 地域と連携した学校安全の確保と防災への取組を通じた連携・交流の促進

①学校安全教育推進事業（スポーツ健康課）	3,428千円
②防災教育推進事業（スポーツ健康課） ※再掲	45,000千円

7 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(1) 生涯にわたる学習活動の推進

①松島自然の家災害復旧事業（生涯学習課）	1,122,597千円
②みやぎ県民大学推進事業（生涯学習課）	3,207千円
③協働教育推進総合事業（生涯学習課） ※再掲	71,766千円
④震災関連資料保存継承・公開事業（生涯学習課）	11,782千円

(2) 地域文化の振興とスポーツ活動の推進

①指定文化財等災害復旧支援事業（文化財保護課）	18,774千円
②被災博物館等再興事業（文化財保護課）	442,845千円
③全国高等学校総合文化祭宮城大会開催事業（生涯学習課）	24,500千円
④全国中学校体育大会開催事業（スポーツ健康課）	7,000千円
⑤全国高等学校総合体育大会開催事業（スポーツ健康課）	6,447千円
⑥広域スポーツセンター事業（スポーツ健康課）	9,472千円
⑦インターハイ等強化事業（スポーツ健康課）	15,000千円

【債務負担行為】

事 項 名	期 間	限 度 額
石巻北高等学校仮設校舎賃借 (施設整備課)	自 平成27年4月 至 平成30年3月	313,000千円
水産高等学校校舎等改築工事 (施設整備課)	自 平成27年4月 至 平成29年3月	2,037,000千円
気仙沼向洋高等学校用地造成工事 (施設整備課)	自 平成27年4月 至 平成30年3月	490,000千円
農業高等学校用地造成工事 (施設整備課)	自 平成27年4月 至 平成30年3月	4,287,000千円
農業高等学校災害復旧工事 (施設整備課)	自 平成27年4月 至 平成30年3月	9,190,000千円
名取高等学校校舎改築工事 (施設整備課)	自 平成27年4月 至 平成29年3月	3,708,000千円
米山高等学校校舎等解体工事 (施設整備課)	自 平成27年4月 至 平成29年3月	742,000千円
総合運動公園管理設備工事 (スポーツ健康課)	自 平成27年4月 至 平成29年3月	303,000千円

第351回宮城県議会（定例会）提出予算外議案の概要【教育委員会分】

議第16号議案 知事等の給与の特例に関する条例

〔 知事等に係る給与を削減しようとするもの
施行 平成27年4月1日
所管 人事課, 教育庁総務課 〕

○主な内容

- 1 対象 知事, 副知事, 公営企業管理者, 監査委員（常勤）, 教育長
- 2 削減内容 給料 3%～5%
- 3 適用期間 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

議第19号議案 教育長の勤務時間等に関する条例

〔 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い, 教育長の勤務時間等について, 条例で定めようとするもの
施行 平成27年4月1日
所管 教育庁総務課 〕

○主な内容

教育長の勤務時間等について規定するもの

議第 20 号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規定の整理を行おうとするもの

施行 平成27年4月1日

所管 人事課, 行政経営推進課, 職員厚生課, 教育庁総務課

○主な内容

文言の整理及び引用条項の移動

議第 21 号議案

職員定数条例の一部を改正する条例

職員の定数及び警察官の階級別定数を改定しようとするもの

施行 平成27年4月1日

所管 人事課

○主な内容

- 1 警察の職員 4, 370人→ 4, 333人(37人減)
- 2 学校教職員 18, 973人→18, 936人(37人減)

議第 23 号議案

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の行政委員の報酬を改定する等、所要の改正を行おうとするもの
施行 平成27年4月1日
所管 人事課

○主な内容

- 1 非常勤の行政委員の報酬を改定
(月額制 → 月額報酬と日額報酬の併用制)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の規定を追加

議第 24 号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当の支給方法等の改定のため、所要の改正を行おうとするもの
施行 平成27年4月1日等
所管 人事課

○主な内容

- 1 警察職員に係る死体処理手当の支給方法の見直し
(日額→1体額)
- 2 宮城県拓桃医療療育センターと宮城県立こども病院の運営主体統合に伴う関連条項の削除
- 3 教員特殊業務手当の支給額の引上げ
- 4 引用法令の名称変更

議第 48 号議案

文化財保護条例の一部を改正する条例

〔 文化財保護法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするもの
施行 平成27年4月1日
所管 文化財保護課 〕

○主な内容

仙台市教育委員会の文化庁長官等への書類等の直接提出に係る規定の追加

第2号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則（昭和30年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年2月13日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「教育職員免許状授与願書」を「教育職員免許状授与等願書」に改める。

第十六条第一号中「教育職員検定及び普通免許状授与願書」を「教育職員検定及び普通免許状授与等願書」に改める。

第十七条中「第七号」を「第九号」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 基礎資格等を証明する書類

第十七条中第八号を第十一号とし、同号の前に次の三号を加える。

八 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類

九 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていることを証明する推薦書

十 出願理由書

第十八条第一号中「教育職員検定及び臨時免許状授与願書」を「教育職員検定及び臨時免許状授与等願書」に改める。

様式第三号中

「※ 学歴は高等学校入学から記入すること。」を

「※ 学歴は高等学校入学から（学校教育法第1条に定める高等学校を卒業していない者は小学校入学から）記入すること。」に改める。

様式第十一号の二中

「2 教科又は領域」を「2 教科又は事項」に改める。

様式第十四号中

「2 教科又は領域」を「2 教 科」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条～第十四条 (略)</p> <p>第五章 出願の手続</p> <p>第十五条 普通免許状の授与を受けようとする者（次条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員免許状授与等願書（様式第一号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 基礎資格等を証明する書類</p> <p>五 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。）</p> <p>六 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>七 学力に関する証明書</p> <p>八 実務に関する証明書（様式第七号。免許法施行規則第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号、第七条第一項の表備考第四号又は第十条の表備考第二号の規定の適用を受けるものに限る。）</p> <p>九 介護等の体験に関する証明書（小学校又は中学校の教諭の免許状を出願する場合に限る。）</p> <p>十 教員資格認定試験合格証明書（免許法第十六条の二第一項の規定による出願の場合に限る。）</p> <p>十一 免許状更新講習修了（履修）証明書</p> <p>十二 その他教育委員会が必要と認める書類</p>	<p>第一条～第十四条 (略)</p> <p>第五章 出願の手続</p> <p>第十五条 普通免許状の授与を受けようとする者（次条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員免許状授与願書（様式第一号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 基礎資格等を証明する書類</p> <p>五 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。）</p> <p>六 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>七 学力に関する証明書</p> <p>八 実務に関する証明書（様式第七号。免許法施行規則第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号、第七条第一項の表備考第四号又は第十条の表備考第二号の規定の適用を受けるものに限る。）</p> <p>九 介護等の体験に関する証明書（小学校又は中学校の教諭の免許状を出願する場合に限る。）</p> <p>十 教員資格認定試験合格証明書（免許法第十六条の二第一項の規定による出願の場合に限る。）</p> <p>十一 免許状更新講習修了（履修）証明書</p> <p>十二 その他教育委員会が必要と認める書類</p>	<p>文言整理を行ったもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>第十六条 教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第六号から第十三号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第五号及び第九号から第十一号までの書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び普通免許状授与等願書（様式第八号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>五 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>六 基礎資格等を証明する書類</p> <p>七 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。）</p> <p>八 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>九 学力に関する証明書</p> <p>十 実務に関する証明書（様式第七号、様式第七号の二又は様式第七号の三）</p> <p>十一 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする場合に限る。）</p> <p>十二 免許状更新講習修了（履修）証明書</p> <p>十三 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第十七条 教育職員検定により特別免許状の授与を受けようとする者（以下、この条において「出願者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第六号及び第九号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び特別免許状授与願書（様式第十一号の二）</p> <p>二 出願者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書</p>	<p>第十六条 教育職員検定により普通免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、第六号から第十三号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第五号及び第九号から第十一号までの書類は原則として証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び普通免許状授与願書（様式第八号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>五 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>六 基礎資格等を証明する書類</p> <p>七 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。）</p> <p>八 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>九 学力に関する証明書</p> <p>十 実務に関する証明書（様式第七号、様式第七号の二又は様式第七号の三）</p> <p>十一 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする場合に限る。）</p> <p>十二 免許状更新講習修了（履修）証明書</p> <p>十三 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第十七条 教育職員検定により特別免許状の授与を受けようとする者（以下、この条において「出願者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第六号及び第七号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び特別免許状授与願書（様式第十一号の二）</p> <p>二 出願者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書</p>	<p>文言整理を行ったもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>三 戸籍抄本（出願前三月以内のもの。）</p> <p>四 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>五 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>六 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>七 基礎資格等を証明する書類</p> <p>八 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類</p> <p>九 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていることを証明する推薦書</p> <p>十 出願理由書</p> <p>十一 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第十八条 教育職員検定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、現に勤務し、又は勤務しようとする学校の長及び所轄庁等を経由して、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第五号及び第八号から第十号までの書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び臨時免許状授与願書（様式第十二号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>五 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>六 基礎資格等を証明する書類</p> <p>七 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>八 実務に関する証明書（様式第七号。現に勤務している者に限る。）</p> <p>九 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする場合に限る。）</p> <p>十 助教諭採用に関する理由書（様式第十三号）</p>	<p>三 戸籍抄本（出願前三月以内のもの。）</p> <p>四 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>五 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>六 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>七 成績証明書又は担当する教科に関する専門的な知識経験若しくは技能を有することを証する書類</p> <p>八 その他教育委員会が必要と認める書類</p> <p>第十八条 教育職員検定により臨時免許状の授与を受けようとする者は、現に勤務し、又は勤務しようとする学校の長及び所轄庁等を経由して、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第五号及び第八号から第十号までの書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない。</p> <p>一 教育職員検定及び臨時免許状授与願書（様式第十二号）</p> <p>二 戸籍抄本（出願前三カ月以内のもの。）</p> <p>三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）</p> <p>四 身体に関する証明書（様式第十号）</p> <p>五 人物に関する証明書（様式第十一号）</p> <p>六 基礎資格等を証明する書類</p> <p>七 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）</p> <p>八 実務に関する証明書（様式第七号。現に勤務している者に限る。）</p> <p>九 成績証明書（学校の卒業又は修了をもつて出願の要件とする場合に限る。）</p> <p>十 助教諭採用に関する理由書（様式第十三号）</p>	<p>文部科学省が策定した「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に係る指針」に応じた教育職員検定を行うために必要な出願書類を加えたもの。</p> <p>文言整理を行ったもの。</p>

改正後	現行	備考
<p>十一 その他教育委員会が必要と認める書類 第十九条～第三十四条 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p>	<p>十一 その他教育委員会が必要と認める書類 第十九条～第三十四条 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p>	

様式第 11 号の 2

教育職員検定及び特別免許状授与願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 部・道・府・県
住 所
(フリガナ)
氏 名 印
生年月日(性別) 年 月 日(男・女)
連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は事項

※ 教育職員免許法第 5 条第 1 項 (特)
3 免許取得後又は新規採任者
4 高師以上の所に就任された者
5 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状その効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
6 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許取得し得たの効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に設けられた法律を効力で継承することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手教科		授与手教科	
宮城県収入証紙		宮城県収入証紙	

様式第 1 2 号～様式第 1 3 号 (略)

様式第 11 号の 2

教育職員検定及び特別免許状授与願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 部・道・府・県
住 所
(フリガナ)
氏 名 印
生年月日(性別) 年 月 日(男・女)
連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第 5 条第 1 項 (特)
3 免許取得後又は新規採任者
4 高師以上の所に就任された者
5 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状その効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
6 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許取得し得たの効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に設けられた法律を効力で継承することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

検定手教科		授与手教科	
宮城県収入証紙		宮城県収入証紙	

様式第 1 2 号～様式第 1 3 号 (略)

文言整理を行ったもの。

様式第14号

様式第14号

教育職員免許状交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 部・道・府・県

本 籍 地 部・道・府・県

住 所 (フリガナ)

住 所 (フリガナ)

氏 名 印

氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

連絡先電話番号

教育職員免許法施行法第1条の規定により下記の教育職員免許状を交付されるよう別紙関係書類を添えて出願します。
なお、有する旧免許状の種類等は次のとおりです。

教育職員免許法施行法第1条の規定により下記の教育職員免許状を交付されるよう別紙関係書類を添えて出願します。
なお、有する旧免許状の種類等は次のとおりです。

種類	科目	免許状番号	授与年月日

種類	科目	免許状番号	授与年月日

記

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

再交付手数料	
宮城県収入証紙	

再交付手数料	
宮城県収入証紙	

(以下略)

(以下略)

文言整理を行ったもの。

<p style="text-align: right;">この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附則 改正後</p>
	<p style="text-align: center;">現 行</p>
	<p style="text-align: center;">備 考</p>

第3号議案

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年2月13日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「学校法人」を「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は宮城県内に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人」に改める。

第一号様式及び第四号様式中

「	事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
	教職についての省察並びに子どもの変化、連 携協力についての理解に関する事項 教科指導，生徒指導その他教育の充実に関 する事項		年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

を

「	領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
	必修領域		年 月 日	
	選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
	選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

に改める。

第五号様式中

事項	開設者	修了（履修）年月日
職についての子どもの変化、連携教育政策の動向及び理解に関する事項		年 月 日
教科指導，生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 年 年 月 月 月 日 日 日

を

領域	開設者	修了（履修）年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 年 年 月 月 月 日 日 日

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する

改 正 後	現 行	備 考
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、宮城県内の公立学校の教育職員（法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命された者のうち、宮城県内の教育委員会の職員となつていてるものであつて、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 教育長又は教育次長の職にある者</p> <p>二 教育委員会の事務局に置かれる部課（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>三 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>四 管理主事、指導主事又は社会教育主事の職にある者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として宮城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 宮城県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、宮城県、宮城県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）又は</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、宮城県内の公立学校の教育職員（法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命された者のうち、宮城県内の教育委員会の職員となつていてるものであつて、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 教育長又は教育次長の職にある者</p> <p>二 教育委員会の事務局に置かれる部課（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>三 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者</p> <p>四 管理主事、指導主事又は社会教育主事の職にある者</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として宮城県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める者</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 宮城県内の公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、宮城県、宮城県内の市町村、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）又は</p>	

改正後	現行	備考
<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員となつてゐるものであつて、第一項各号に掲げる者に準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者</p> <p>二 教育職員として任命又は雇用されたことのある者のうち、宮城県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は宮城県内に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の理事である者</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者</p> <p>第三条（略）</p>	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員となつてゐるものであつて、第一項各号に掲げる者に準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者</p> <p>二 教育職員として任命又は雇用されたことのある者のうち、宮城県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事である者</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、準じて取り扱う必要がある者として県教育長が別に定める者</p> <p>第三条（略）</p>	<p>幼保連携型認定こども園制度開始に伴う規定の整備を行ったもの。</p>

改正後

現行

備考

第1号様式(第6条関係)
有効期間更新申請書

宮城県
収入証紙
(3,300円)

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 年 月 日
都・道・府・県
住 所
(フリガナ) 名
氏 年 月 日 印
生 年 月 日
連絡先電話番号
勤務(予定)校・機関
名

第1号様式(第6条関係)
有効期間更新申請書

宮城県
収入証紙
(3,300円)

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 年 月 日
都・道・府・県
住 所
(フリガナ) 名
氏 年 月 日 印
生 年 月 日
連絡先電話番号
勤務(予定)校・機関
名

免許状更新講習の内容の見直しに伴い、様式を改正したもの。

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の更新を申請します。

教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の2第1項の規定により、下記のとおり免許状の有効期間の更新を申請します。

1 更新を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与機関	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

1 更新を申請する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与機関	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了し又は履修した免許状更新講習

領 域	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄

2 修了し又は履修した免許状更新講習

種 類	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

備考 1 「開設(予定)校・機関」及び「職名」欄は、本人でない場合は空欄とすること。
2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
3 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものをすべてで囲むこと)。

備考 1 「開設(予定)校・機関」及び「職名」欄は、本人でない場合は空欄とすること。
2 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
3 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものをすべてで囲むこと)。

第2号様式～第3号様式 (略)

第2号様式～第3号様式 (略)

改正後

現行

備考

第4号様式(第8条関係)
更新講習修了確認申請書

宮城県
収入証紙
(3,300円)

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 年 月 日
都・道・府・県
住 所
(フリガナ) 氏 名 印
生 年 月 日
連絡先電話番号
勤務(予定)校・機関 職 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の職員が免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の更新講習修了講習の履修を修了したことについての確認を申請します。

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与機関	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

記

2 修了し又は履修した免許状更新講習

種 類	履 修 者	修了(履修)年月日	対象免許種
必 修 履 修		年 月 日	教・養・栄
選択必修履修		年 月 日	教・養・栄
選 択 履 修		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

備考 1 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
2 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと)。

第1号様式(第3条関係)
更新講習修了確認申請書

宮城県
収入証紙
(3,300円)

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 年 月 日
都・道・府・県
住 所
(フリガナ) 氏 名 印
生 年 月 日
連絡先電話番号
勤務(予定)校・機関 職 名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の職員が免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、下記の更新講習修了講習の履修を修了したことについての確認を申請します。

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与機関	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

記

2 修了し又は履修した免許状更新講習

種 類	履 修 者	修了(履修)年月日	対象免許種
教諭についての更新講習に子どもの変化、養育改善の助成及び校内外的な連携活動等に関する更新講習		年 月 日	教・養・栄
教科指導、生徒指導その他の教員の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

備考 1 記入欄が不足する場合は、枠を追加して記入し、又は別紙に必要事項を記入して添付すること。
2 2の「対象免許種」欄は、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○印で囲むこと(複数ある場合は該当するものすべてを○印で囲むこと)。

免許状更新講習の内容の見直しに伴い、様式を改正したもの。

改正後

現行

備考

第5号様式(第8条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(附則第2条第3項第3号の種型申請書

宮城県
収入証紙
(3,300円)

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名 印

生 年 月 日

連絡先電話番号

勤務(予定)校・機関 職 名

第5号様式(第3条関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(附則第2条第3項第3号の種型申請書

宮城県
収入証紙
(3,300円)

宮城県教育委員会 殿

年 月 日

本 籍 地 都・道・府・県

住 所 (フリガナ)

氏 名 印

生 年 月 日

連絡先電話番号

勤務(予定)校・機関 職 名

免許状更新講習の内容の見直しに伴い、様式を改正したもの。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の規定する種型を申請します。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号) 附則第9条第1項の規定により、下記のとおり、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号) 附則第2条第3項第3号の規定する種型を申請します。

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与種番	免許状に記載の氏名	免許状に記載の不備点

1 有する免許状

種 類	番 号	授与年月日	授与種番	免許状に記載の氏名	免許状に記載の不備点

2 修正又は補修した免許状更新講習

種 類	種 別	開 設 者	修正(補修)年月日
必修領域			年 月 日
選択必修領域			年 月 日
選択領域			年 月 日

2 修正又は補修した免許状更新講習

種 類	種 別	開 設 者	修正(補修)年月日
教職に関する学修並びに子どもの発達、教育政策の動向及び学校内外における連携協働についての取組に関する事項			年 月 日
教科指導、生徒指導その他の教育の充実に関する事項			年 月 日

第6号様式～第7号様式 (略)

第6号様式～第7号様式 (略)

<p>改正後</p>	<p>附則 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二 条の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十 五号）の施行の日から施行する。</p>
<p>現 行</p>	
<p>備 考</p>	

第4号議案

宮城県特別支援教育将来構想について

宮城県特別支援教育将来構想について、別冊のとおり策定する。

平成27年2月13日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

宮城県特別支援教育将来構想の概要

I 特別支援教育将来構想の策定について

本県においては、平成17年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、インクルーシブ教育システムを先取りする形で障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進め、一定の成果を挙げてきた。

一方、我が国においては平成19年に学校教育法等の一部が改正され、また、この10年間で、特別支援教育についての県民の理解も進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校等に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育的ニーズが高まっている。

こうしたことから、インクルーシブ教育システムの構築という世界の流れと、本県におけるこれまでの取組や新たな課題も踏まえ、共生社会の中で、障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育に向けた「特別支援教育将来構想」を策定する。

II 現構想における取組の成果と課題

III 各学校等の現状と課題

1 小・中学校

特別な支援を必要とする児童生徒数の増加、特別支援教育の校内体制整備、教員の専門性、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用

2 特別支援学校

知的障害特別支援学校の狭隘化、知的障害以外の特別支援学校、進路指導の充実、教員の専門性、軽い知的障害のある生徒への対応、居住地校学習、センター的機能、適切な就学支援

3 高等学校

特別な支援を必要とする生徒への対応、特別支援教育の校内体制

IV 特別支援教育将来構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

V 今後の特別支援教育の進め方

目標1【自立と社会参加】

障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

- 1 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
- 2 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
- 3 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

目標2【学校づくり】

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

- 1 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
- 2 学習の質を高めるための教員の専門性向上
- 3 学習の質・効果を高めるための環境整備

目標3【地域づくり】

生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

- 1 共生社会の実現を目指した理解促進
- 2 市町村教育委員会への支援充実

VI 特別支援教育将来構想の施策体系

VII 資料編

第 5 号議案

宮城県指定文化財の指定について

別紙文化財について、文化財保護条例(昭和 5 0 年宮城県条例第 4 9 号)第 2 2 条第 1 項の規定により、宮城県指定無形民俗文化財に指定、同第 3 条第 1 項の規定により、宮城県指定有形文化財に附指定する。

平成 2 7 年 2 月 1 3 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

民俗文化財（無形民俗文化財－民俗芸能）の指定

名 称	文化財の所在地	保持団体
おおさわ たうえおどり 大沢の田植踊	仙台市泉区	大沢田植踊保存会

有形文化財（建造物）の附指定

名 称	員数	文化財の所在地	所有者
きゅうとめけいさつしよちょうしや 旧登米警察署庁舎 つきたり ひ み やぐら 附 火の見櫓	1 基	登米市	登米市

答 申 書

県指定文化財の指定について

大沢の田植踊

田植踊は小正月に、その年の豊作を願って行われていた田遊びが風流化したもので、きらびやかな衣装で米作りの所作を演じる。宮城・岩手・山形・福島の東北地方4県で行われている独特の民俗芸能である。

大沢の田植踊は県内 22 か所で行われている田植踊のうち、富谷田植踊等とともに弥十郎・早乙女系の黒川系に属する。本田植踊の発祥は不詳であるが、江戸時代初期に仙台藩主から賞賛の言葉を賜り、振袖の背に三柘の上紋、裾模様に伊達家の家紋にちなんだ竹に雀模様の使用を許されたと伝えられている。昭和 20 年代まで大沢契約講を母体とした大沢踊座があり、庭元を中心に行っていたが昭和 30 年頃に中断した。その後、大沢青年会の努力によって昭和 56 年に復活し、現在は昭和 58 年に発足した大沢の田植踊保存会が伝承している。

前唄の存在及び早乙女と弥十郎の掛け合いは黒川系等の特徴であるとともに、江戸時代の文献に記された田植踊とほぼ同じである。また、多くの田植踊の衣装がより派手な色や模様へ、あるいは田植仕事を意識した仕事着へ変化している中で、大沢の田植踊の振袖は比較的地味な黒地であり、派手な色・柄を禁じていた仙台藩における田植踊の特徴を伝えている。さらに、現在、早乙女はほとんどの田植踊で女性が行っている中、芋沢の田植踊とともに男性中心で踊っており、かつて行われていた弥十郎・早乙女系田植踊の古態を残している。

以上により、大沢の田植踊は芸能や衣装など多くの点で近世以来の伝統を残しながら、現在も活発な活動を行っていると評価することができ、本県にとって貴重であり、宮城県指定無形民俗文化財（民俗芸能）に指定することが適当である。



県指定無形民俗文化財 大沢の田植踊

答 申 書

県指定文化財の附指定について

旧登米警察署庁舎 附火の見櫓 1基

明治22年に建築された旧登米警察署庁舎の南西脇に建つ火の見櫓は、高さ20.935メートル、鉄骨造の建造物で、銘板により大正15年に建設されたことが知られる。

当時、警察署は消防の業務も管轄しており、各地で警察署庁舎の近傍に火の見櫓が建設されていたことが知られるが、現在、県内で近代の警察署庁舎と火の見櫓が一体として残っているのは、旧登米警察署が唯一の例である。

本件は、当時の消防が警察行政と一体となっていたという、警察行政と消防の在り方を示す貴重な建造物であるとともに、地方での消防施設の充実過程を示す貴重な資料である。

以上により、その学術的価値および歴史的価値は高く、宮城県指定有形文化財（建造物）旧登米警察署庁舎と一体の価値を形成していると考えられることから、この火の見櫓を銘板とともに附指定として保存を図ることが適当である。



県指定有形文化財
(建造物)

旧登米警察署庁舎
附火の見櫓

平成 27 年度宮城県公立高等学校入学者選抜 前期選抜等実施状況について

1 入学者選抜を実施する公立高等学校数・学科（コースを含む）数

（１）全日制課程	県立 66 校，市立 4 校	計 70 校	136 学科
（２）定時制課程	県立 11 校，市立 2 校	計 13 校	21 学科
		合計 75 校	157 学科

※全日制課程と定時制課程の設置校は 8 校

2 前期選抜を実施した公立高等学校数・学科（コースを含む）数

（１）全日制課程	県立 66 校，市立 4 校	計 70 校	135 学科
（２）定時制課程	県立 10 校，市立 2 校	計 12 校	20 学科
		合計 75 校	155 学科

※全日制課程と定時制課程の設置校は 7 校

3 総括

		全日制課程			定時制課程		
		H27	H26	増減	H27	H26	増減
中学校卒業予定者数 ※		21,756	22,011	▲ 255			
募集定員		14,920	15,080	▲ 160	1,000	1,000	0
第 2 回予備調査	志願者数	17,074	17,382	▲ 308	433	371	62
	志願倍率	1.14	1.15	▲ 0.01	0.43	0.37	0.06
前期選抜	募集定員	4,828	3,598	1,230	308	222	86
	出願者	7,968	7,571	397	230	126	104
	出願倍率	1.65	2.10	▲ 0.45	0.75	0.57	0.18
	受験者	7,927	7,542	385	223	125	98
	欠席者	31	26	5	7	1	6
	受験倍率	1.64	2.10	▲ 0.46	0.72	0.56	0.16
	合格者	4,627	3,429	1,198	163	102	61

※ 中学校卒業予定者数は、H27は平成26年5月1日現在、H26は平成25年5月1日現在の数字である。

4 各学校・学科別の前期選抜等実施状況

(1) 前期選抜《全日課程》

学校名	学科・コース	平成27年度 募集定員	第2回志願者 予備調査		前期選抜 募集定員	前期選抜 出願者数				前期選抜 受験者数		前期選抜 合格者数			後期選抜 募集定員
			人数	志願倍率		男	女	計	出願倍率	人数	受験倍率	男	女	計	
1 白石	普通科	240	246	1.03	72	31	47	78	1.08	78	1.08	29	43	72	168
	看護科 ●	40	60	1.50	12	0	19	19	1.58	19	1.58	0	12	12	28
2 蔵王	普通科	120	44	0.37	36	6	15	21	0.58	21	0.58	4	14	18	102
3 白石工	機械科	80	79	0.99	32	56	1	57	1.78	57	1.78	31	1	32	48
	電気科	40	31	0.78	16	27	3	30	1.88	30	1.88	15	1	16	24
	工業化学科	40	24	0.60	16	11	7	18	1.13	18	1.13	9	7	16	24
	建築科	40	54	1.35	16	25	16	41	2.56	41	2.56	6	10	16	24
	設備工業科	40	40	1.00	16	20	1	21	1.31	21	1.31	15	1	16	24
4 村田	総合学科	120	95	0.79	48	6	20	26	0.54	26	0.54	6	20	26	94
5 柴田農林 川崎	食農科学科・動物科学科 ★	80	99	1.24	32	34	39	73	2.28	73	2.28	12	20	32	48
	森林環境科・園芸工学科 ★	80	78	0.98	32	37	24	61	1.91	59	1.84	16	16	32	48
	普通科	40	27	0.68	12	1	9	10	0.83	9	0.75	0	9	9	31
6 大河原商	流通マネジメント科	80	89	1.11	32	8	48	56	1.75	56	1.75	2	30	32	48
	情報システム科	80	73	0.91	32	15	31	46	1.44	46	1.44	10	22	32	48
	OA会計科	40	32	0.80	16	5	20	25	1.56	25	1.56	3	13	16	24
7 柴田	普通科	120	112	0.93	36	8	15	23	0.64	23	0.64	8	15	23	97
	体育科 ●	40	62	1.55	28	49	11	60	2.14	60	2.14	19	9	28	12
刈田柴田 地区 計		1,320	1,245	0.94	484	339	326	665	1.37	662	1.37	185	243	428	892
8 角田	普通科	160	159	0.99	48	25	48	73	1.52	73	1.52	16	32	48	112
9 伊具	総合学科	120	93	0.78	36	15	14	29	0.81	29	0.81	11	13	24	96
伊具 地区 計		280	252	0.90	84	40	62	102	1.21	102	1.21	27	45	72	208
南部 地区 合計		1,600	1,497	0.94	568	379	388	767	1.35	764	1.35	212	288	500	1,100
10 名取	普通科	240	301	1.25	72	40	69	109	1.51	108	1.50	17	55	72	168
	家政科 ●	40	69	1.73	16	0	35	35	2.19	35	2.19	0	16	16	24
11 名取北	普通科	280	314	1.12	84	30	61	91	1.08	90	1.07	28	56	84	196
12 亘理	普通科・普通コース	40	48	1.20	16	5	10	15	0.94	15	0.94	5	10	15	25
	普通科・園芸コース	40	35	0.88	16	0	1	1	0.06	1	0.06	0	1	1	39
	食品化学科	40	31	0.78	16	6	4	10	0.63	10	0.63	6	4	10	30
	商業科	40	20	0.50	16	4	3	7	0.44	7	0.44	4	3	7	33
	家政科 ●	40	37	0.93	16	0	10	10	0.63	10	0.63	0	10	10	30
13 宮城農	農業科・園芸科 ★	120	160	1.33	48	76	45	121	2.52	121	2.52	20	28	48	72
	農業機械科	40	49	1.23	16	39	0	39	2.44	39	2.44	16	0	16	24
	食品化学科	40	54	1.35	16	24	16	40	2.50	40	2.50	9	7	16	24
	生活科	40	31	0.78	16	2	19	21	1.31	21	1.31	2	14	16	24
亘理名取 地区 計		1,000	1,149	1.15	348	226	273	499	1.43	497	1.43	107	204	311	689
14 仙前一	普通科	320	535	1.67	64	251	120	371	5.80	370	5.78	44	20	64	256
15 仙台二華	普通科 ■	240	210	0.88	48	8	62	70	1.46	69	1.44	3	46	49	112
16 仙台三桜	普通科	280	441	1.58	84	3	142	145	1.73	143	1.70	1	83	84	196
17 仙台向山	普通科	160	221	1.38	48	55	59	114	2.38	114	2.38	21	27	48	112
	理数科 ●	40	43	1.08	16	10	6	16	1.00	15	0.94	9	6	15	25
18 仙台南	普通科	280	410	1.46	84	47	111	158	1.88	152	1.81	25	59	84	196
19 仙台西	普通科	280	337	1.20	84	32	86	118	1.40	117	1.39	20	64	84	196
20 仙台東	普通科	240	292	1.22	72	42	49	91	1.26	90	1.25	31	41	72	168
	英語科 ●	40	53	1.33	12	3	11	14	1.17	14	1.17	3	9	12	28
21 宮城工	機械科	80	110	1.38	32	63	3	66	2.06	66	2.06	31	1	32	48
	電子機械科	40	67	1.68	16	43	2	45	2.81	44	2.75	15	1	16	24
	電気科	80	113	1.41	32	83	2	85	2.66	84	2.63	31	1	32	48
	情報技術科	40	75	1.88	16	39	12	51	3.19	49	3.06	12	4	16	24
	化学工業科	40	53	1.33	16	28	8	36	2.25	36	2.25	12	4	16	24
	インテリア科	40	68	1.70	16	15	42	57	3.56	57	3.56	4	12	16	24
22 仙台工※	建築科	30	51	1.70	9	15	4	19	2.11	19	2.11	8	1	9	21
	機械科	70	93	1.33	21	26	1	27	1.29	27	1.29	20	1	21	49
	電気科	70	97	1.39	21	32	1	33	1.57	33	1.57	20	1	21	49
	土木科	30	39	1.30	9	11	3	14	1.56	14	1.56	7	2	9	21
仙台南 地区 計		2,400	3,308	1.38	700	806	724	1,530	2.19	1,513	2.16	317	383	700	1,621
中部南 地区 合計		3,400	4,457	1.31	1,048	1,032	997	2,029	1.94	2,010	1.92	424	587	1,011	2,310

4 各学校・学科別の前期選抜等実施状況

(1) 前期選抜《全日制課程》

学校名	学科・コース	平成27年度 募集定員	第2回志願者 予備調査		前期選抜 募集定員	前期選抜 出願者数				前期選抜 受験者数		前期選抜 合格者数			後期選抜 募集定員
			人数	志願倍率		男	女	計	出願倍率	人数	受験倍率	男	女	計	
23 仙台二	普通科	320	401	1.25	96	126	119	245	2.55	245	2.55	59	37	96	224
24 仙台三	普通科	240	447	1.86	72	160	104	264	3.67	262	3.64	37	35	72	168
	理数科 ●	80	128	1.60	32	65	17	82	2.56	82	2.56	27	5	32	48
25 宮城一	普通科	200	233	1.17	60	5	129	134	2.23	134	2.23	2	58	60	140
	理数科 ●	80	86	1.08	32	8	32	40	1.25	40	1.25	8	24	32	48
26 宮城広瀬	普通科	280	320	1.14	70	20	64	84	1.20	84	1.20	17	53	70	210
27 泉	普通科	240	377	1.57	72	22	62	84	1.17	84	1.17	18	54	72	168
	英語科 ●	40	54	1.35	16	4	19	23	1.44	22	1.38	2	14	16	24
28 泉松陵	普通科	280	289	1.03	84	28	56	84	1.00	84	1.00	28	56	84	196
29 泉館山	普通科	280	369	1.32	84	22	62	84	1.00	83	0.99	22	60	82	198
30 宮城野	普通科	160	196	1.23	32	8	53	61	1.91	60	1.88	5	27	32	128
	美術科 ◆●	40	77	1.93	20	8	63	71	3.55	71	3.55	2	18	20	20
	総合学科 ●	80	89	1.11	24	4	27	31	1.29	31	1.29	4	20	24	56
31 仙台※	普通科	280	413	1.48	84	64	108	172	2.05	172	2.05	32	52	84	196
32 仙台商※	商業科	320	500	1.56	128	86	125	211	1.65	208	1.63	48	80	128	192
仙台北地区計		2,920	3,979	1.36	906	630	1,040	1,670	1.84	1,662	1.83	311	593	904	2,016
33 塩釜	普通科	320	414	1.29	80	20	80	100	1.25	100	1.25	15	65	80	240
	ビジネス科	80	86	1.08	24	5	21	26	1.08	26	1.08	5	19	24	56
34 多賀城	普通科	280	343	1.23	84	105	139	244	2.90	243	2.89	24	60	84	196
35 松島	普通科	120	254	2.12	36	63	80	143	3.97	142	3.94	8	28	36	84
	観光科 ●	80	68	0.85	24	13	30	43	1.79	42	1.75	5	19	24	56
36 利府	普通科	200	211	1.06	60	38	54	92	1.53	90	1.50	23	37	60	140
	スポーツ科学科 ●	80	124	1.55	56	79	35	114	2.04	113	2.02	33	23	56	24
塩釜地区計		1,160	1,500	1.29	364	323	439	762	2.09	756	2.08	113	251	364	796
37 黒川	普通科	80	77	0.96	16	9	10	19	1.19	18	1.13	8	8	16	64
	機械科	80	91	1.14	24	35	0	35	1.46	35	1.46	24	0	24	56
	電子工学科	40	31	0.78	12	10	1	11	0.92	11	0.92	9	1	10	30
	環境技術科	40	35	0.88	12	4	12	16	1.33	16	1.33	4	8	12	28
38 富谷	普通科・人文コース	120	211	1.76	48	7	54	61	1.27	61	1.27	5	43	48	72
	普通科・国際コース	80	100	1.25	32	7	29	36	1.13	36	1.13	6	26	32	48
	普通科・理数コース	80	103	1.29	32	21	17	38	1.19	38	1.19	20	12	32	48
黒川地区計		520	648	1.25	176	93	123	216	1.23	215	1.22	76	98	174	346
中部北地区合計		4,600	6,127	1.33	1,446	1,046	1,602	2,648	1.83	2,633	1.82	500	942	1,442	3,158
39 古川	普通科	240	278	1.16	72	96	87	183	2.54	182	2.53	35	37	72	168
40 古川黎明	普通科 ■	240	233	0.97	48	8	68	76	1.58	75	1.56	2	49	51	114
41 岩出山	普通科	120	79	0.66	36	17	25	42	1.17	42	1.17	12	24	36	84
42 中新田	普通科	120	109	0.91	36	35	32	67	1.86	67	1.86	16	20	36	84
43 松山	普通科	40	19	0.48	12	1	6	7	0.58	7	0.58	1	5	6	34
	家政科 ●	40	30	0.75	16	2	16	18	1.13	18	1.13	2	14	16	24
44 加美農	農業科	40	26	0.65	16	13	4	17	1.06	17	1.06	12	4	16	24
	農業機械科	40	25	0.63	16	14	0	14	0.88	14	0.88	14	0	14	26
	生活技術科	40	22	0.55	16	0	17	17	1.06	17	1.06	0	16	16	24
45 古川工	土木情報科	40	53	1.33	16	14	2	16	1.00	16	1.00	14	2	16	24
	建築科	40	46	1.15	16	10	4	14	0.88	14	0.88	10	4	14	26
	電気電子科	40	37	0.93	16	19	0	19	1.19	19	1.19	16	0	16	24
	機械科	80	108	1.35	32	40	0	40	1.25	40	1.25	32	0	32	48
	化学技術科	40	46	1.15	16	4	10	14	0.88	14	0.88	3	10	13	27
46 鹿島台商	商業科	120	69	0.58	48	21	22	43	0.90	43	0.90	20	21	41	79
大崎地区計		1,280	1,180	0.92	412	294	293	587	1.42	585	1.42	189	206	395	810
47 涌谷	普通科	160	129	0.81	48	31	25	56	1.17	56	1.17	23	25	48	112
48 小牛田農林	農業技術科・農業科学コース◆	40	42	1.05	16	9	14	23	1.44	23	1.44	6	10	16	24
	農業技術科・農業土木コース◆	40	36	0.90	16	20	0	20	1.25	20	1.25	16	0	16	24
	総合学科	120	174	1.45	48	41	73	114	2.38	113	2.35	13	35	48	72
49 南郷	普通科	40	13	0.33	12	0	5	5	0.42	5	0.42	0	5	5	35
	産業技術科	40	27	0.68	16	9	2	11	0.69	11	0.69	9	2	11	29
遠田地区計		440	421	0.96	156	110	119	229	1.47	228	1.46	67	77	144	296

4 各学校・学科別の前期選抜等実施状況

(1) 前期選抜《全日制課程》

学校名	学科・コース	平成27年度 募集定員	第2回志願者 予備調査		前期選抜 募集定員	前期選抜 出願者数				前期選抜 受験者数		前期選抜 合格者数			後期選抜 募集定員
			人数	志願倍率		男	女	計	出願倍率	人数	受験倍率	男	女	計	
50 佐 沼	普通科	240	238	0.99	72	68	79	147	2.04	147	2.04	25	47	72	168
51 登 米	普通科	120	100	0.83	36	24	35	59	1.64	59	1.64	10	26	36	84
52 登米総合産業	農業科	40	43	1.08	16	9	6	15	0.94	15	0.94	9	6	15	25
	機械科	40	44	1.10	16	22	1	23	1.44	23	1.44	15	1	16	24
	電気科	40	27	0.68	16	17	0	17	1.06	17	1.06	16	0	16	24
	情報技術科	40	41	1.03	16	8	10	18	1.13	18	1.13	6	10	16	24
	商業科	40	26	0.65	16	2	15	17	1.06	17	1.06	2	14	16	24
	福祉科	40	35	0.88	16	5	17	22	1.38	22	1.38	2	14	16	24
登米地区計		600	554	0.92	204	155	163	318	1.56	318	1.56	85	118	203	397
53 築 館	普通科	160	151	0.94	48	27	42	69	1.44	69	1.44	14	34	48	112
54 岩ヶ崎	普通科・文系教養コース	80	56	0.70	32	2	23	25	0.78	25	0.78	2	23	25	55
	普通科・理系教養コース	40	26	0.65	16	13	5	18	1.13	18	1.13	12	4	16	24
	創造工学科（篤沢校舎）	40	27	0.68	16	15	5	20	1.25	20	1.25	11	5	16	24
55 迫 桜	総合学科	200	189	0.95	80	36	62	98	1.23	98	1.23	25	57	82	118
56 一 迫 商	流通経済科	40	30	0.75	16	9	7	16	1.00	16	1.00	9	7	16	24
	情報処理科	40	23	0.58	16	2	3	5	0.31	5	0.31	2	3	5	35
栗原地区計		600	502	0.84	224	104	147	251	1.12	251	1.12	75	133	208	392
北部地区合計		2,920	2,657	0.91	996	663	722	1,385	1.39	1,382	1.39	416	534	950	1,895
57 石 巻	普通科	240	249	1.04	72	92	94	186	2.58	186	2.58	34	39	73	167
58 石巻好文館	普通科	200	255	1.28	60	26	76	102	1.70	102	1.70	14	46	60	140
59 石巻西	普通科	200	221	1.11	60	19	51	70	1.17	70	1.17	17	43	60	140
60 石巻北	総合学科	200	233	1.17	80	31	64	95	1.19	95	1.19	24	56	80	120
61 宮城水産	海洋総合科	160	102	0.64	64	61	9	70	1.09	70	1.09	44	9	53	107
62 石巻工	機械科	80	80	1.00	32	56	1	57	1.78	57	1.78	32	0	32	48
	電気情報科	40	48	1.20	16	28	6	34	2.13	34	2.13	13	3	16	24
	化学技術科	40	35	0.88	16	18	4	22	1.38	22	1.38	13	3	16	24
	土木システム科	40	48	1.20	16	28	0	28	1.75	28	1.75	16	0	16	24
	建築科	40	50	1.25	16	25	11	36	2.25	36	2.25	12	4	16	24
63 石巻商	総合ビジネス科	200	170	0.85	80	55	46	101	1.26	101	1.26	38	42	80	120
64 石巻市立桜坂※	普通科・学励探求コース	120	92	0.77	48	*	81	81	1.69	81	1.69	*	48	48	72
	普通科・キャリア探求コース	80	94	1.18	32	*	77	77	2.41	77	2.41	*	32	32	48
石巻地区計		1,640	1,677	1.02	592	439	520	959	1.62	959	1.62	257	325	582	1,058
65 気仙沼	普通科	240	256	1.07	48	21	43	64	1.33	64	1.33	16	32	48	192
66 気仙沼西	普通科	120	101	0.84	36	6	21	27	0.75	27	0.75	6	21	27	93
67 志津川	普通科 ☆	120	88	0.73	6	0	3	3	0.50	3	0.50	0	2	2	35
	情報ビジネス科 ☆	40	12	0.30	4	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0	0	31
68 本吉響	総合学科	120	93	0.78	36	6	16	22	0.61	21	0.58	6	15	21	99
69 気仙沼向洋	情報海洋科	40	31	0.78	16	13	0	13	0.81	13	0.81	12	0	12	28
	産業経済科	40	40	1.00	16	9	19	28	1.75	28	1.75	3	13	16	24
	機械技術科	40	38	0.95	16	22	1	23	1.44	23	1.44	15	1	16	24
本吉地区計		760	659	0.87	178	77	103	180	1.01	179	1.01	58	84	142	526
東部地区合計		2,400	2,336	0.97	770	516	623	1,139	1.48	1,138	1.48	315	409	724	1,584
全日制課程合計		14,920	17,074	1.14	4,828	3,636	4,332	7,968	1.65	7,927	1.64	1,867	2,760	4,627	10,047

●は後期選抜において、普通科を第2志望にできる学科、◆は後期選抜において、総合学科を第2志望にできる学科、★は一括募集、☆は連携型選抜を実施する学科、※は市立高等学校を示す。■は併設型中学校からの入学を含む。

4 各学校・学科別の前期選抜等実施状況

(2) 前期選抜《定時制課程》

学校名	学科・コース	平成27年度募集定員	第2回志願者予備調査		前期選抜募集定員	前期選抜出願者数				前期選抜受験者数		前期選抜合格者数			後期選抜募集定員
			人数	志願倍率		男	女	計	出願倍率	人数	受験倍率	男	女	計	
1 白石七ヶ宿	普通科 / 昼	40	9	0.23	12	2	3	5	0.42	5	0.42	2	3	5	35
2 大河原商	普通科 / 夜	40	8	0.20	8	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0	0	40
3 宮城二工	電子機械科 / 夜	40	10	0.25	16	5	1	6	0.38	4	0.25	2	1	3	37
	電気科 / 夜	40	4	0.10	16	1	1	2	0.13	2	0.13	1	1	2	38
4 名 取	普通科 / 夜	40	12	0.30	12	4	0	4	0.33	4	0.33	4	0	4	36
5 貞 山	普通科 / 昼	120	71	0.59	36	24	23	47	1.31	47	1.31	16	20	36	84
	普通科 / 夜	40	6	0.15	12	3	2	5	0.42	4	0.33	2	2	4	36
6 古川工	機械科 / 夜	40	8	0.20	12	2	0	2	0.17	2	0.17	2	0	2	38
	電気科 / 夜	40	5	0.13	12	3	0	3	0.25	3	0.25	3	0	3	37
7 田尻さくら	普通科 / I部 (午前)	80	54	0.68	24	15	10	25	1.04	25	1.04	14	10	24	56
	普通科 / II部 (午後夕間)	40	6	0.15	12	0	1	1	0.08	1	0.08	0	1	1	39
8 佐 沼	普通科 / 夜	40	11	0.28	12	1	0	1	0.08	1	0.08	1	0	1	39
9 東松島	普通科 / I部 (午前)	40	38	0.95	12	9	14	23	1.92	23	1.92	2	10	12	28
	普通科 / II部 (午後)	40	33	0.83	12	4	8	12	1.00	12	1.00	4	8	12	28
	普通科 / III部 (夜間)	40	7	0.18	12	1	1	2	0.17	2	0.17	1	1	2	38
10 石巻北飯野川	普通科 / 昼	40	18	0.45	12	4	1	5	0.42	5	0.42	4	1	5	35
11 気仙沼	普通科 / 夜	40	5	0.13	8	0	1	1	0.13	1	0.13	0	1	1	39
12 仙台大志※	普通科 / I部 (午前午後)	90	85	0.94	27	27	32	59	2.19	56	2.07	13	14	27	63
	普通科 / II部 (午後夜間)	30	17	0.57	9	6	5	11	1.22	10	1.11	4	5	9	21
13 仙 台 工※	建築土木科 / 夜	40	14	0.35	16	7	0	7	0.44	7	0.44	5	0	5	35
	機械科 / 夜	40	12	0.30	16	9	0	9	0.56	9	0.56	5	0	5	35
定 時 制 課 程 合 計		1,000	433	0.43	308	127	103	230	0.75	223	0.72	85	78	163	837

※は市立高等学校を示す。

(3) 社会人特別選抜

出願なし

(4) 連携型選抜

学校名	学科・コース	平成27年度募集定員	第2回予備調査志願者数	連携型選抜の募集定員	出願者数				受験者数		合格者数		
					男	女	計	出願倍率	計	受験倍率	男	女	計
67 志津川	普通科	120	85	108	42	43	85	0.79	85	0.79	40	43	83
	情報ビジネス科	40	10	34	9	1	10	0.29	10	0.29	8	1	9
連 携 型 選 抜 合 計		160	95	142	51	44	95	0.67	95	0.67	48	44	92

1 地区別の受験倍率等

地区	前期選抜受験倍率			推薦時
	H27	H26	増減	H24
南部	1.35	1.51	-0.16	0.69
中部南	1.92	2.55	-0.63	1.32
中部北	1.82	2.59	-0.77	1.31
北部	1.39	1.55	-0.16	0.73
東部	1.48	1.70	-0.22	0.85
全日制合計	1.64	2.10	-0.46	1.05
定時制課程	0.72	0.56	0.16	0.08

2 学科別の前期選抜受験倍率(全日制)

(学科別前期選抜受験倍率)

学科	受験倍率		推薦時
	H27	H26	H24
普通	1.74	2.42	1.22
農業	1.67	1.89	0.45
工業	1.72	1.69	0.89
商業	1.31	1.92	0.93
水産	1.16	1.46	0.51
体育	2.06	2.55	1.42
英語	1.29	3.33	1.09
家庭	1.31	2.06	0.92
看護	1.58	1.25	1.81
理数	1.71	1.55	1.00
美術	3.55	2.80	0.96
総合	1.17	1.00	0.60
福祉	1.38	-	-
全日制合計	1.64	2.10	1.05
定時制課程	0.72	0.56	0.08

(H27 学校・学科別前期選抜受験倍率順)

	学校名	学科名	受験倍率	
			H27	H26
1	仙合一	普通科	5.78	5.91
2	松島	普通科	3.94	3.54
3	仙台三	普通科	3.64	5.29
4	宮城工	インテリア科	3.56	3.83
5	宮城野	美術科	3.55	2.80
6	宮城工	情報技術科	3.06	2.75
7	多賀城	普通科	2.89	3.95
8	宮城工	電子機械科	2.75	2.17
9	宮城工	電気科	2.63	2.29
10	石巻	普通科	2.58	3.27

3 平成27年度に学科改編を行う学校・学科の前期選抜受験倍率

(H27)

学校名	学科名	受験倍率
登米	普通科	1.64
	商業科	募集停止
登米 総合産業	農業科	0.94
	機械科	1.44
	電気科	1.06
	情報技術科	1.13
	商業科	1.06
	福祉科	1.38

(H26)

学校名	学科名	受験倍率
登米	普通科	2.38
	商業科	2.00
上沼	普通科	1.88
	農業技術科	0.25
米山	普通科	1.13
	園芸ビジネス科	0.42
米谷工業	機械システム科	0.75
	電気システム科	0.42
	情報技術科	0.33

4 入試日程

(1)後期選抜

出願期間 2月19日(木)~2月24日(火) 午前11時

学力検査 3月 5日(木)

合格発表 3月12日(木) 午後3時



(2)第二次募集

出願期間 3月13日(金)~3月17日(火) 午後3時

学力検査等 3月19日(木)または3月20日(金)

合格発表 3月19日(木)または3月20日(金)

教育庁関連情報一覧（平成27年1月15日～平成27年2月12日）

NO.	概要
1	<p>○平成26年度みやぎクラフトマン21事業成果報告会を開催 みやぎクラフトマン21事業の成果及び実施上の課題を共有し、企業と学校との一層の連携による人材育成、さらには「地域の人材は地域で育てる」という体制整備を図るために、実践校による成果報告会を開催した。</p> <p>【概要】 期 日 平成27年1月16日（金）午後2時から午後5時まで 場 所 KKRホテル仙台 内 容 実践校報告（県立12校，仙台市立1校，私立1校，全14校） 第二工業高校，仙台工業高校，白石工業高校，迫桜高校，米谷工業高校，岩ヶ崎高校，鷺沢校舎，仙台城南高校，黒川高校，古川工業高校，県工業高校，伊具高校，村田高校，石巻工業高校，気仙沼向洋高校</p> <p style="text-align: right;">（担当：高校教育課）</p> 
2	<p>○都道府県対抗駅伝競走大会に出場の宮城県選手団が過去最高の第2位 天皇盃第20回都道府県対抗男子駅伝競走大会・ひろしま男子駅伝競走大会に出場した宮城県選手団が過去最高の第2位となった。</p> <p>【概要】 大会名 天皇盃第20回都道府県対抗男子駅伝競走大会・ひろしま男子駅伝 期 日 平成27年1月18日（日）12：30スタート 会 場 コース：広島県 平和記念公園前発着（48km） 結 果 第2位（過去最高順位） 参 考 1月11日（日）開催の皇后盃第33回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会では第36位</p> <p style="text-align: right;">（担当：スポーツ健康課）</p> 

NO.	概要
3	<p>○仙台高等専門学校取キャンパスラグビー部が第45回全国高等専門学校ラグビーフットボール大会で優勝</p> <p>第45回全国高等専門学校ラグビーフットボール大会で2年連続12度目の優勝を飾った仙台高等専門学校取キャンパスラグビー部の選手及び関係者が、その報告のため1月29日(木)に県を表敬訪問した。</p> <p>【概要】 大会名 第45回全国高等専門学校ラグビーフットボール大会 期日 平成27年1月4日(日)から1月9日(金)まで 会場 神戸総合運動公園ユニバー記念補助競技場</p> <p>(担当：スポーツ健康課)</p> 
4	<p>○夢メッセみやぎ・西館ホールにて「みやぎっ子ルルブルフォーラム」を開催</p> <p>子どもたちの基本的な生活習慣確立に向けて、ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ぶで健やかに伸びル)の大切さを広く県民に発信するために、みやぎっ子ルルブルフォーラムを開催し、約300名が参加した。</p> <p>【概要】 期日 平成27年1月24日(土) 午前10時から12時45分まで 会場 夢メッセみやぎ・西館ホール 内容 平成26年度みやぎっ子ルルブル推進優良活動団体表彰(25団体) 平成26年度小学生ルルブルポスターコンクール表彰(入賞13名) 基調講演：「脳科学がひも解くルルブルのすすめ」 東北大学加齢医学研究所所長・川島隆太教授 特別対談：川島隆太教授 × 照英氏</p> <p>(担当：教育企画室)</p>  

〇みやぎ高校生フォーラムを開催

生徒が日々の学習や体験等を通じ、醸成してきた志や将来への思いを発表や意見交換をとおし
て共有し、自らが社会で果たすべき役割を考える機会とすることを目的に、みやぎ高校生フ
ォーラムを開催した。

【概要】

大会名 平成26年度みやぎ高校生フォーラム ～私たちの志と地域貢献～

期 日 平成27年2月7日（火）

会 場 県庁講堂

内 容 (1) 第24回全国産業教育フェア宮城大会報告 生徒実行委員 仙台商業高校、小牛田農林高校
(2) 地域貢献活動の発表 古川高校、気仙沼向洋高校、農業高校、仙台商業高校
(3) 意見発表「私の志」 貞山高校、仙台白百合学園高校、仙台二華高校
(4) パネルディスカッション「私たちの志 ～みやぎから世界へ～」

参 加 校 仙台第一高校、角田高校、古川黎明高校、気仙沼高校、水産高校、泉館山高校、
総合司会 泉館山高校



(担当：高校教育課)

平成２７年度県立中学校の入学者選抜結果について

１ 仙台二華中学校の入学者選抜結果について

【定員 １０５名】

	男	女	計	倍率
出願者数	２４５	２９９	５４４	５．１８倍
受検者数	２４４	２９８	５４２	５．１６倍
合格者数	５０（５７）	５５（４８）	１０５	—

※ 括弧内は昨年の数値

２ 古川黎明中学校の入学者選抜結果について

【定員 １０５名】

	男	女	計	倍率
出願者数	１１５	１５２	２６７	２．５４倍
受検者数	１１３	１５２	２６５	２．５２倍
合格者数	４４（４６）	６１（５９）	１０５	—

※ 括弧内は昨年の数値

３ 管内別の合格者数について

	仙台二華中学校	古川黎明中学校
仙台市教育委員会	７９名	０名
大河原教育事務所	０名	０名
仙台教育事務所	１５名	１名
北部教育事務所	１名	８９名
北部教育事務所栗原地域事務所	０名	１４名
東部教育事務所登米地域事務所	０名	０名
東部教育事務所	１名	１名
南三陸教育事務所	０名	０名
国立	２名	０名
私立	４名	０名
県外	３名	０名
合計	１０５名	１０５名

平成27年3月宮城県内高等学校卒業予定者の就職内定状況（1月末現在）について

	H26.3月末	H26.9月末	H26.10月末	H26.11月末	H26.12月末	H27.1月末	前年同月	増減 (当月-前年同月)
内定率	98.6%	43.0%	67.7%	83.2%	90.0%	94.1%	91.7%	2.4%
男子	98.9%	45.5%	69.6%	85.9%	92.0%	95.2%	93.1%	2.1%
女子	98.2%	39.7%	65.2%	79.6%	87.3%	92.5%	89.7%	2.8%
全国平均	96.6%	—	71.1%	—	—	—	—	—

内訳

卒業生	19,869	20,019	19,988	19,967	19,957	19,945	19,924	21	
進学希望者	14,786	14,811	14,872	14,963	14,959	14,946	14,850	96	
臨時的仕事希望者	241	75	86	109	135	161	148	13	
進路未定者	61	136	98	83	86	83	104	-21	
就職希望者	4,781	4,996	4,931	4,808	4,777	4,755	4,822	-67	
内訳	県内	4,069	4,189	4,112	3,950	3,909	3,885	4,120	-235
	県外	712	807	819	858	868	870	702	168
	職安・学校紹介	4,041	4,109	4,148	4,167	4,163	4,136	4,095	41
	縁故・自営	371	192	215	214	213	235	334	-99
	公務員	369	695	568	427	401	384	393	-9
就職内定者	4,713	2,149	3,339	3,999	4,300	4,473	4,420	53	
内訳	県内	4,006	1,622	2,640	3,215	3,478	3,625	3,745	-120
	県外	707	527	699	784	822	848	675	173
	職安・学校紹介	3,996	2,089	3,131	3,578	3,818	3,928	3,821	107
	縁故・自営	352	60	111	127	143	189	262	-73
	公務員	365	0	97	294	339	356	337	19
就職未内定者	68	2,833	1,592	809	477	282	402	-120	
月間受験者数	86	4,054	822	641	347	167	162	5	

【概況】※()内は前年同月

- ① 就職内定率 : 94.1% (91.7%)
 ② 進路希望の割合状況 : 進学 74.9% (74.5%) 就職 23.8% (24.2%)
 割合状況 : 臨時的仕事 0.8% (0.7%) 未定 0.4% (0.5%)
 ③ 学科別内定率

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	その他	総合学科
平成26年度	91.4%	97.1%	97.8%	93.3%	95.6%	91.3%	95.7%	95.5%
平成25年度	86.5%	97.3%	97.6%	94.0%	97.3%	85.9%	86.5%	91.3%

④地域別内定状況

地域別内定率	仙台	大和	石巻	塩釜	古川	大河原	白石	築館	迫	気仙沼
平成26年度	92.4%	95.0%	90.3%	94.1%	96.5%	94.8%	98.3%	98.0%	96.0%	95.8%
平成25年度	90.0%	94.5%	89.1%	85.5%	95.0%	94.2%	96.3%	94.5%	93.7%	92.5%

⑤宮城労働局発表 県内求人倍率(12月末現在)(職安学校紹介のみ、ただし支援学校・通信制含む)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県内求人数	5,955	3,656	3,736	4,738	6,722	7,685	9,185
県内求職者数	4,294	3,799	3,683	3,042	3,532	3,549	3,424
求人倍率	1.39	0.96	1.01	1.56	1.90	2.17	2.68